

最大

10万円

を補助します！

※処分費用の1/2以内

空き家バンク登録物件が対象！

江津市空き家バンク活用促進事業

残置物処分

登録支援補助金

屋外環境整備

江津市空き家バンクに登録した空き家の家財道具の処分等を行う
空き家登録者へ、その経費の一部を補助します。
※予算がなくなり次第、受付を終了します。

2025年4月
新設！



Step

1

所有空き家を江津市空き家バンクに登録

家財が残っている状態でも、
空き家バンクへの登録が可能です。
まずはお気軽にご相談ください。

所有する空き家を

- 江津市空き家バンクに登録済、および登録後2年以内
- 申請後2年以上登録を継続すること

Step

2

江津市内の代行業者へ依頼

江津市内に事業所を有する法人または
江津市内に住所を有する個人事業主に
依頼してください。

次の添付書類について代行業者へ依頼してください

- 見積書（写し可）
- 家財撤去等箇所の写真（実施前）

Step

3

補助金の申請手続き

申請

必要書類を市の担当者へご提出ください。

決定・着手

交付決定後に着手してください。

完了・支払

完了後、代行業者に全額お支払いください。

請求

必要書類を市の担当者へご提出ください

支払

補助額を市から指定口座へお振込みします。



- 補助金額は事業費の2分の1（上限10万円）、市予算の範囲内で交付します。
- 対象となる家屋は、江津市空き家バンクに事前登録されていること、および登録日より2年以内であることが条件です。
- 着手前に必ず申請してください。
- 補助申請は、申請者1人当たり1回および1物件当たり1回のみとなります。

交付条件

【対象者要件】

○空き家バンクに登録した空き家所有者等

【事業要件】

○空き家バンクに登録した空き家の家財道具の処分等

○対象となる空き家と同敷地内の屋外環境整備等

補助金の交付を受けた日から
引き続き2年以上空き家バンクに
登録してください。

- ◆期間中に成約となった場合を除きます
- ◆2年未満で申請者都合により空き家バンクから取下げを行った場合、補助金返還が生じる可能性があります。

申請に必要な書類

申請時に以下の資料をご提出ください。

- (1) 交付申請書
- (2) 口座振替申出書
ゆうちょ銀行用/ゆうちょ銀行以外用のいずれかを
ご提出ください。
- (3) 見積書（写し可）
- (4) 誓約書
- (5) 家財処分等箇所の写真（家財処分等**実施前**）

※(1)、(2)、(4)は所定の様式を申請希望者へ事前にお渡しします。
※(3)、(5)は代行業者へ依頼してください。

手続きの流れ

①市担当者へ相談・申し込み

- 必ず着手前に市の担当者へご相談ください。
- 申請書類について、所定の様式をお渡しします。

②交付申請

- 家財処分等を実施する10日前までに左下の申請に必要な書類を市に提出してください。

③交付決定後、着工

- 交付決定後、申請者へ通知します。
その後、着工してください。

④完了

- 工事が完了しましたら、市担当者までご連絡ください。
- 依頼業者へ費用全額をお支払いください。

⑤実績報告

- 家財処分等が完了した日から30日以内、または申請年度の3月15日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書
- (2) 領収書の写し
- (3) 家財処分等箇所の写真（家財処分等**実施後**）

※(1)は所定の様式を申請希望者へ事前にお渡しします。
※(3)は代行業者へ依頼してください。

⑥お支払い

- 完了から1か月以内に指定口座に入金します。



住まいをお探しの人にとって、**家財撤去済**であるかどうかは物件選びの大きなポイントです！
費用負担は生じますが、早期の空き家活用のための近道かもしれませんね！